

令和6年度香川地方最低賃金審議会
第4回香川県最低賃金専門部会議事録

令和6年8月5日(月)

高松サポート合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	籠池、春日川、柴田
	労働者側	立石、中村、三屋
	使用者側	奥田、白石、檜垣

議題 (1) 香川県最低賃金額改正の審議について
(2) その他

○賃金室長

本日、取材の方が来られるという連絡があり、現在来ておりませんが定刻になりましたので、ただ今から第4回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題(1)の「香川県最低賃金額改正の審議について」です。

前回、8月1日に開催された第3回専門部会では、労使双方よ

り金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労側プラス64円、使用者側プラス33円と双方の提示金額には乖離がありました。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示いただきますようお願いいたします。

これまで2回にわたって金額審議を重ねてきましたが、労使の主張には、なお隔たりがありますけれども、是非とも全会一致に至るよう、格別のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会運営規定第6条第2項に基づき、非公開となります。傍聴の申し込みがあったものの、傍聴人の方が来ていないということで、事務局から説明があればお願いいたします。

○賃金室長

本日、取材の方が来られる予定だったのですが、定刻までに来ていません。来られていたら、傍聴が可能な部分と不可能な部分の説明をするつもりでしたが、不在のため議事を進行していただいて構いません。

○柴田部会長

それでは、これから最低賃金額の審議に入ります。是非、全会一致にいたるよう、格段のご配慮をお願い致します。

それでは、このあと、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、本日は使労の順で、金額提示を受けることとなりましたので、使、労の順で前回と同様の要領により金額提示を受ける

ことといたします。

なお、金額提示に当たっては、必ず、その根拠や考えを述べて頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、

公労・公使会議 ・この702会議室

労側控室 ・2階の相談室

使側控室 ・2階の第1会議室

を用意しております。

702会議室は内線番号が6702ですので、ご用がある時は6702をおかけください。

公使会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○白石委員

特に必要ありません。

○柴田部会長

それではこのまま公使会議を始めますので、労働者側委員の方は控室にお移りください。事務局はご案内をおねがいします。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○柴田部会長

それでは全体会議を行います。本日、労使双方より金額の提示を受け、その根拠も説明していただきました。労側はプラス58円、

使側はプラス 41 円の提示を頂きましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。次回は、8月6日火曜日の午前9時から702会議室で開催します。ぜひとも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、次回の審議までに各側ともご検討いただきますようお願いいたします。

事務局から何かございますか。

○室長

明日もどうぞよろしくお願いいたします。

○柴田部会長

それでは第4回専門部会を閉会します。ご苦労様でした。

――了――